

香川県行政組織規則及び香川県会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年12月13日

香川県知事 浜 田 恵 造

香川県規則第27号

香川県行政組織規則及び香川県会計規則の一部を改正する規則

(香川県行政組織規則の一部改正)

第1条 香川県行政組織規則（昭和36年香川県規則第27号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(分掌事務)</p> <p>第3条 略</p> <p>政策課～水資源対策課 略</p> <p>情報政策課</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) <u>情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律</u>（平成14年法律第151号）の施行に関すること。</p> <p>(5)～(10) 略</p> <p>統計調査課・男女参画・県民活動課 略</p> <p>2 略</p>	<p>(分掌事務)</p> <p>第3条 政策部の各課（文化芸術局の各課を除く。）の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>政策課～水資源対策課 略</p> <p>情報政策課</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) <u>行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律</u>（平成14年法律第151号）の施行に関すること。</p> <p>(5)～(10) 略</p> <p>統計調査課・男女参画・県民活動課 略</p> <p>2 略</p>

(香川県会計規則の一部改正)

第2条 香川県会計規則（昭和39年香川県規則第19号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(口座振替等による収納手続)</p> <p>第226条 略</p> <p>2 指定金融機関等は、<u>情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律</u>（平成14年法律第151号）第6条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行われる申請等に係る県の公金を収納したときは、第223条の規定に準じて処理しなければならない。</p>	<p>(口座振替等による収納手続)</p> <p>第226条 略</p> <p>2 指定金融機関等は、<u>行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律</u>（平成14年法律第151号）第3条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して行われる申請等に係る県の公金を収納したときは、第223条の規定に準じて処理しなければならない。</p>

附 則

この規則は、令和元年12月16日から施行する。